

2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 日本製鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 C O O 今井 正
(コード番号 5401、東証プライム、名証、福証、札証)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部広報室
(TEL. 03-6867-2135、2141、2146)

**(開示事項の変更)「黒崎播磨株式会社株式(証券コード5352)に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更について**

日本製鉄株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025 年 8 月 1 日付「黒崎播磨株式会社株式(証券コード5352)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2025 年 8 月 1 日付プレスリリース」といいます。)において、公開買付者による黒崎播磨株式会社(証券コード:5352、株式会社東京証券取引所プライム市場及び証券会員制法人福岡証券取引所本則市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を、国内外(日本及びインド)の競争法及び国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応(ただし、投資規制法令については、今後の更なる確認や各国の投資規制法令を所管する当局の見解によって届出が必要となる場合。)が完了すること等一定の前提条件が充足された場合(又は公開買付者により放棄された場合)に速やかに開始することを予定している旨及び 2026 年 2 月上旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

2025 年 8 月 1 日付プレスリリースにおいて、公開買付者は、本公開買付けが、適用される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人(米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下同様とします。)に対して行わない旨を公表しておりましたが、2025 年 8 月 1 日以降、本公開買付けに向けた対応を進める過程において、米国の法律事務所の助言に基づき、事実関係及び法令の適用について改めて検討した結果、適用される米国の法令及び各種規制を遵守することが可能である旨を確認できたことから、今般、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又は米国人に対しても行う方針に変更いたしましたので、お知らせいたします。これにより、本公開買付けについて、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動する者による対象者の株券等の応募も行うことができるようになる予定です。

本公開買付け開始のための前提条件が整い本公開買付けを開始する場合又は本公開買付け開始の見込み時期に変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。公開買付価格や公開買付期間等の最終的な条件を含む本公開買付けに関する詳細は、本公開買付けの開始時に開示されるプレスリリースをご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本公開買付けに関する売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けに適用されず、本公開買付けはそれらに定められた手続又は基準に沿って実施されません。このプレスリリースに含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものでなく、したがって米国企業の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、これらの者に対し、米国の証券関連法を根拠として権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。加えて、米国外の法人又はその役員に対し、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（affiliate）、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制その他の適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定において、本公開買付けの開始前又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。また、会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの開始前又は公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【将来に関する記述】

このプレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれます。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられる場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。